

保護者各位

狭山市保育幼稚園課

新型コロナウイルス緊急事態宣言期間中における保育所等の対応について

日頃より市の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多大なるご協力をいただいておりますことに、改めてお礼申し上げます。

さて、去る7月30日に東京都及び沖縄県に続き、埼玉、千葉、神奈川、大阪の一府三県にも緊急事態宣言が発令され、8月2日から31日まで適用されますが、県内の新型コロナウイルス感染症の陽性者の伸びは極めて早いペースで進んでおり、陽性者の半数近くが感染力の強い「デルタ株」と見られる変異株が確認されております。

保育所等については保育を継続していく方針が国より示されていることから、引き続き、感染防止策を徹底しつつ原則開所してまいります。ただし、最近の傾向では、家庭内で1人感染者が発生すると短期間で全員が陽性になること、未就学児の陽性者が増えている状況や、保育所等においては3密を回避することが困難であることから、可能な方はなるべく家庭での保育をお願いいたします。

また、各ご家庭におかれましては、引き続き、マスク、手洗い、アルコール消毒、換気、3密の回避などを徹底していただくとともに、不要不急の外出や移動の自粛等にもご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、保育所等での陽性者発生に伴う臨時休園以外の欠席については、保育料の日割りの減免措置は行いませんのでご理解いただきますとともに、今後も新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、以下の事項を徹底していただきますようお願い申し上げます。

1. お子さまや同居の方に発熱等風邪の症状が見られるときは、登園させないでください。

※発熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園を控えてください。

2. お子さまや同居の方に感染が疑われる場合やPCR検査を受診する場合は登園を控えていただき、在籍している施設に必ずご連絡ください。

※休園に備えることや感染拡大予防の観点から、了解を得たうえで個人情報に配慮し情報提供させていただく場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

3. お子さまが濃厚接触者であることがわかったときは、登園させないでください。

※濃厚接触者は、保健所が判断します。

4. 手洗いや消毒の徹底やマスクの着用など各保育園等での感染予防対策にご協力ください。

5. お仕事が早く終わりましたら、早い時間のお迎えをしていただくなど、登園・降園の分散化に御協力をお願いします。

6. 園児及び職員の中で感染者が確認された場合など、一部または、完全休園となる場合があります。

【問い合わせ先】

狭山市福祉こども部保育幼稚園課

TEL：04-2953-1111（内線1531・1532・1533）

※土、日、祝日を除く8:30～17:15